

契約保証金について

契約の相手方は、後記（3）により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は、契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付しなければならない。

（1） 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（契約単価に使用見込み数量を乗じたもの、消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

（2） 契約保証金に代える担保の種類及び価値

上記（1）の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引き受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

（3） 契約保証金の免除

次に掲げる場合には、契約保証金の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方が、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条第2項の規定に基づき契約保証金の納付の免除を希望したとき。免除を希望する者は、落札後速やかに、下記（ア）の条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するもの、または後記（3）イの保険証書を提出すること。

（ア） 今回競争入札に付する物品と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度を含め5年度以内に2回以上全て誠実に履行した者。

イ 契約の相手方が保険会社との間に地方独立行政法人埼玉県立病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したとき、当該保険証書の提出により免除する。

（4） 契約完了後の契約保証金

ア 埼玉県は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには契約の相手方に対して次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

（ア） 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書（3枚綴り）」に

より納付した場合には、当該「払込書兼領収書」（写しでも可）を添付した「請求書（様式第5号）」により還付する。

（イ） 契約保証金に代える担保を提供した場合には、領収の旨を付記して記名押印された「預り証」の提出によりこれを還付する。

イ ただし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。